

## 宮城県におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録事項等の変更

変更

サービス付き高齢者向け住宅の登録事項に変更がある場合、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「高齢者住まい法」）第9条に基づき、変更届出を行う必要があります。

## 1. 提出時期

登録後に、登録事項の変更又は添付書類の記載事項に変更が生じたときは、その日から30日以内に変更届出を行うことが義務づけられています。また、変更内容によっては変更前に事前協議が必要な場合があります。

## 2. 提出方法

宮城県土木部住宅課企画調査班まで、郵送または持参でご提出ください。

## 3. 提出書類

変更届出書と下記の書類を添付の上、2部ずつ（正1・副1）をご提出ください。

## ○変更届出書

No.	変更種別	変更届出書作成方法	備考
1	登録事項に変更のある変更	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにて作成	
2	登録事項に変更のない変更	住宅課ホームページ「変更届出書様式（登録事項に変更がない場合）」にて作成	

※ 「登録事項に変更ある」とは、法第6条第1項各号に掲げる事項に係る変更であり、情報提供システムの入力作業が必要な変更を示します。

※ 「登録事項に変更ない」とは、法第6条第2項に規定する添付書類の記載事項のみの変更（契約書の約款や図面の軽微な変更等）であり、情報提供システムの登録事項に変更が生じない変更を示します。

## ○変更に伴う必要な添付書類一覧

No.	登録事項の変更内容	事前協議の要否	提出書類				備考
			入居契約書のひな形	有料老人ホーム重要事項説明書 (有料老人ホームに該当する場合)	生活支援サービス契約書のひな形 (重要事項説明書を作成のある場合は当該説明書も含む)	その他の添付書類	
1	住宅名称の変更, 所在地の変更	不要	○	○	○		
2	事業者の変更があった時 (地位承継)	要	○	○	○	・地位承継を証する書類 (事業譲渡契約書等) ・暴力団排除に係る登録拒否要件の 確認情報(別添2)	事前協議段階で暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報(別添2)により登録拒否要件に該当しないか確認
3	戸数, 居住部分の規模等の増加	要	○	○		変更箇所わかる図面	事前協議段階で整備基準に適合するか確認
4	戸数, 居住部分の規模等の減少	不要	○	○		変更箇所わかる図面	
5	高齢者生活支援サービスの提供形態・提供対価の変更	不要		○	○		
6	家賃・共益費・敷金の変更	不要	○	○			
7	特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けたとき	不要		○			
8	管理方式の変更, 委託業務の内容, 委託先の変更	不要		○		住宅の管理またはサービスの委託契約書	
9	併設施設の設置, 追加	要				変更箇所わかる図面	事前協議段階で併設施設設置によりサ高住の整備基準に支障が生じないか確認
10	併設施設の廃止, 休止	不要				変更箇所わかる図面	
11	連携及び協力する相手先を追加・変更	不要		○			
12	役員の変更	不要				暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報(別添2)	・申請書の「役員氏名」は法人登記簿に記載のない執行役員については記載不要 ・誓約を要する範囲は「業務を執行する社員, 取締役, 執行役又はこれに準ずる者」及び「事業所の代表者である使用人」
13	サービスを提供する者の人数の変更	不要		○			

※ 変更届出書に添付の必要となる書類は、基本的には、前回申請・届出時から変更が生じた書類となります。

※ 個別の変更内容によっては、上記以外の書類を求める場合があります。

問い合わせ先 : 宮城県土木部住宅課 企画調査班 (TEL 022-211-3256)

郵送する場合 : 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号